

【冬の感染症】マスクをつける時は、鼻・口・あごを覆うようにしっかりとつけましょう。

個人番号カードの交付が平成28年1月から開始します

個人番号カードは、電子証明書(公的個人認証)があらかじめ搭載された顔写真付きのICカードで、さまざまな行政サービスや公的な本人確認手段として利用できます。

※住基カードと個人番号カードは両方持つことはできません。住基カードは、個人番号カードの交付を受ける際に返却してください。

住民基本台帳カード(住基カード)の交付と電子証明書(公的個人認証)の登録等は12月で終了します

平成28年1月からの個人番号カードの交付開始に伴い、住基カードと住基カードを使用した電子証明書の発行・更新手続きを左記の日程で終了します。

○住基カード

12月28日(月)午後4時30分まで

○電子証明書

12月22日(火)午後4時30分まで

この日時までに交付された住基カードや電子証明書は、有効期限もしくは規定の失効時まで利用できます。

平成27年分の確定申告に電子証明書を利用する場合はご注意ください

平成28年1月1日以降、電子証明書

は個人番号カードへ格納されます。

①従来の住基カードを使用した電子証明書をご利用の方

有効期限内であれば、平成27年分の確定申告に電子証明書を利用することができます。

平成27年12月22日午後4時30分までに、電子証明書の発行・更新手続きをお勧めします。なお、発行・更新手続き手数料は500円です。

②個人番号カードを使用した電子証明書をご利用の方

平成28年1月からの個人番号カードの交付開始時は、交付申請が集中すると予想されます。交付まで時間がかかり、確定申告の時期に間に合わなくなる可能性もありますので、早めの「個人番号カード」の申請をお勧めします。発行手数料は無料です。

個人番号カードの交付申請を行った場合で、住基カードを利用した電子証明書を所有されている方は、個人番号カードが交付されるまでの間は住基カードを利用した電子証明書が利用できません。

個人番号カードの申請方法

マイナンバーの「通知カード」(10月～12月に順次送付しております)に同封さ

こんなに便利な個人番号カード 個人番号カードを取得するとこんなメリットがあります！

①個人番号を証明する書類として

マイナンバーの提示が必要な様々な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。

②本人確認の際の公的な身分証明書として

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。

③各種行政手続きのオンライン申請に

平成29年1月から開始されるマイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続きのオンライン申請に利用できます。

④各種民間のオンライン取引に

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになります。

⑤コンビニなどで各種証明書を取得(平成28年3月から)

コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書、所得証明書を取得できます。



れている「個人番号カード」の交付申請書で申請できます。個人番号カードの交付申請は任意です。

※詳しい申請方法は広報かみのかわ10月号をご覧ください。



個人番号カードは役場住民生活課窓口にて交付いたします

平成28年1月以降、個人番号カードの交付準備が整いましたら、個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(はがき)を送付いたしますので、左記の必要書類をお持ちになり、住民生活課窓口へお越しください。本人確認の上、暗証番号を設定していただくと、カードが交付されます。

※15歳未満の方又は成年被後見人には、その法定代理人が同行してください。

- (1)個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(はがき)
- (2)通知カード
- (3)本人確認書類(ア・イのいずれか)
 - ア 官公署発行の顔写真付き証明書1点(住民カード、運転免許証、パスポート、在留カード等)
 - イ 健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、預金通帳、医療受給者証等のうち1点
- (4)住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

■法定代理人申請の場合は、上記の書類に加えて

(5)代理人の本人確認書類

(6)戸籍謄本・登記事項証明書など代理人の資格を証明する書類

※本人が15歳未満で法定代理人と同一世帯である場合や、本人の本籍地が上三川町である場合は、戸籍謄本の提示を省略することができます。

■病気、身体の障がい等やむを得ない理由により本人が来庁できない場合は、代理人に個人番号カードを交付することができます。

その場合、前記(1)から(6)の書類に加えて、(7)ご本人の来庁が困難であることを証する書類が必要となります。

※ただし(6)については、代理人が法定代理人以外の場合は、交付通知書(はがき)に設けられている委任状に記入してくださいとなります。

詳しい内容は...

●全国共通ナビダイヤル

☎0570(20)0178

平日 午前9時30分～午後5時30分

(祝日、年末年始を除く)

●マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120(95)0178 (無料)

●個人番号カード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp>

●公式twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR

▼問い合わせ先＝住民生活課 総合窓口係

☎9125

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識③①

○マイナンバー詐欺に注意!!

事例1 「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報調査中といったところである」と言いつつ、女性が自宅に来て、資産や保険の契約状況などを聞かれた。行政機関がそのような調査をしているのか。

事例2 知らない業者から「マイナンバーを管理します」という電話があった。「専門家が管理するのか」と尋ねたところ、「私が管理する」と言ったので、不審に思い、電話を切った。

事例3 若い男性から「マイナンバーが順次届いており、みんなは手続きをしているが、あなたは手続きをしているか」との電話があった。「まだ手続きをしていない」と答えると、「早く手続きをしないと刑事問題になるかもしれない」と言われ、不審に思い、すぐに電話を切った。

マイナンバー制度導入に伴い、個人情報を調査中といったところを言い預金口座や資産状況を聞き出そうとする不審な電話や訪問に関する相談が各地に寄せられています。

マイナンバーの通知や利用手続きで、国や自治体の職員が家族構成、資産や年金・保険の状況等を聞くことはありません。

不審な電話はすぐ切り、来訪の申し出があっても断ってください。

・金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。
詳しくは上三川町消費生活センターにご相談ください。

▼相談日時＝月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午 午後1時～4時

▼相談場所＝上三町消費生活センター(役場3階)

▼相談専用電話番号＝

☎9153

【冬の感染症】十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけ、免疫力を高めることも大切です。